

企画競争実施の公示

令和2年2月18日
法務省大臣官房秘書課

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

引用法令照会・回答業務に係る RPA の試行的導入及び設計・開発業務

(2) 業務内容

当省が RPA の対象として選定した引用法令照会・回答業務に対して、試行的に RPA を導入及び設計・開発を行うことにより、当該業務の効率化及び省力化を図ることを目的とした業務である。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において A ないし D のいずれかの等級に格付された競争参加資格を有する者であること。

(4) 法人税及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。

(5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(6) 当省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 品質管理体制について、本業務を遂行する組織又は提供するサービスにおいて、ISO9001 基準若しくは CMMI レベル3 以上の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。

(8) 情報セキュリティ管理体制について、ISMS (JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)) の認証を取得していること又はこれと同水準と認められるセキュリティ管理体制を確立していること。

(9) 受注者は、受注者の資本関係、役員等の情報、業務の実施場所を明示した文書を提

出すること。

- (10) 業務実績（配置予定技術者（主たる担当者）を含む。）に関する要件
RPA の導入、開発及び業務改善について、平成 28 年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない。）において 1 件以上の実績を有すること。
- (11) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、法務省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 契約候補者の選定方法

本業務の契約候補者は、企画提案会におけるプレゼンテーション結果を踏まえた上で、企画競争参加資格要件審査に合格した応募者の企画提案書について、提案審査表に沿って評価を行い、その評価点が最も高い者を選定する。

4 手続等

(1) 担当部局

法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室（担当：土方）
東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地 1 号 中央合同庁舎第 6 号館 3 階
電話番号 03-3592-8526
E-mail GD-PJ@i.moj.go.jp

(2) 企画競争説明会の開催

企画競争説明会を開催し、本業務に関する企画競争説明書を配布する。

ア 開催日時

令和 2 年 2 月 20 日（木）午後 2 時 30 分

イ 開催場所

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地 1 号 中央合同庁舎第 6 号館 3 階秘書課政策立案・情報管理室会議室

(3) 企画競争提案書等の提出

ア 提出期限

令和 2 年 3 月 10 日（火）午後 5 時

イ 提出方法

持参又は郵送により、担当職員まで提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により、提出期限必着で送付すること。

(4) 企画提案会の開催

企画提案書の内容に対する理解を深めるため、企画提案会を開催し、提案内容に関するプレゼンテーションを行う。

ア 日程

令和2年3月16日（月）を予定している。

詳細については、別途連絡する。

イ 説明者

提案の説明者は、原則として業務を請け負った場合の作業リーダーが務めることとする。

ウ 配布資料の作成

提案会の当日は、提案書の要点をまとめたサマリー（20ページ以内）を11部準備し、当日に配布を行うこと。

(5) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成、企画提案会への参加等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

(6) 企画提案に関するヒアリングの有無

無

5 企画提案書の無効

上記2の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書又は企画競争説明書に従った内容でない企画提案書は無効とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に同じ。

(3) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書が無効になるとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(5) 提案が選定された者の提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、同法第5条各号に該当する情報が記録されているときを除き、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(6) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるもので

はない。

(7) その他の詳細は企画競争説明書による。